

アフリカ知的財産ニュースレター 2017年6月号(Vol.21)

競争力、模倣、ドメインネーム

はじめに

本号のニュースレターでは、次の話題を取りあげる。

- ・バルセロナで開かれた国際商標協会 (INTA) のカンファレンスにおけるアフリカへの注目
- ・南アフリカで示されたドメインネームに関する興味深い判断
- ・南アフリカとザンビアにおける模倣取締の成功
- ・マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)に関するジンバブエ国内の展開

アフリカ全域

INTA

最近バルセロナで開かれた INTA のミーティングにおいて、アフリカの知財事情はかなりの注目を集めた。「アフリカにおける保護・エンフォースメント戦略(Protection and Enforcement Strategies in Africa)」と題された最新の地域事情報告では、ファッション界が保護対象の知的財産をどのように活用しようかというテーマに焦点が向けられた。もちろん、そこで論じられたのは意匠と商標の問題である。

エジプト、ケニア、ナイジェリア、OAPI、ルワンダ、南アフリカといった国や地域では、登録期間とエンフォースメントの両面で、意匠法が妥当な程度に活用されているものの、アフリカにおいて意匠法はしばしば無視されているという指摘がなされた。さらに、アフリカの登録機関で新規性のチェックを行っているところはほとんどないため、登録は当然迅速に実現されるが、その反面、多くの弱い意匠権が登録簿に溢れかえって混乱した状態になっているという主張が提起された。

商標の問題について、マドリッド・プロトコルに関する盛んな議論がなされた。現在、アフリカ 54 カ国のうち 37 カ国で国際登録制度が利用可能であるという点が指摘された。さらに、ボツワナ、ケニア、エジプト、モザンビーク、マダガスカルといった一定の国々では同制度が完全に順調に機能していることも指摘された。しかし、発言者たちは同時に、現存する問題も強調している。第一に、まだマドリッド・プロトコルを国内法に導入していない国が多数あり、それらの国における国際登録の有効性に関して疑念が生じているとした。第二に、いくつかの登録機関では 18 ヶ月という所定の期間内に国際登録の審査を行うことが不可能であるといわれており、それも疑念を生む背景となっている。

最後に、アフリカの新たなジェネリックトップレベルドメイン(gTLD)である「.africa」に関する議論がなされた。この話題については前々号で取り上げたが、「サンライズ期間」と呼ばれる当初の登録期間には、アフリカを拠点とする所有者が優先されることになる。

南アフリカ

ドメインネーム

南アフリカでは、ドメインネームに関する興味深い判断が示された。これは「ドロップキャッチング」と呼ばれる手法を扱ったものである。「ドロップキャッチング」とは、一般的には、ドメインネームの失効認定がなされた時に直ちにドメインネームの登録申請を行い、取得した登録を後で売却するという自動化さ

れた手法を指す。この手法自体はドメインネームに関する規則(WIPOのUDRP規則等)に明示的に違反するものではなく、これまでの事例では悪意(bad faith)の問題が中心的な争点となっている。

この事案では、ヘアエクステンション(付け毛)について「Darling」という商標を登録し、それを長年にわたって自社のドメインネーム「www.darling.co.za」に使用していた南アフリカの会社が、不注意から当該ドメインネームの失効認定を受けた。この会社は、自らの過失に気づいた時点で、問題のドメインネームを登録した企業からドメインネームを買い戻そうとした。言うまでもなく、買い戻しの見積り価格は非常に高額であった。そのため、この会社は南アフリカで利用されている裁判外紛争処理手続に訴えた。

南アフリカのドメインネーム規則には「悪意(bad faith)」に言及した規定はないが、「登録の濫用(abusive registration)」に関する規定は存在する。そのため、今回の事案で争点となったのは、「www.darling.co.za」の自動登録が登録の濫用に相当するか否かということであった。規則には濫用を示唆する事実が列挙されているが、その一つとして、登録したドメインネームを登録費用を遙かに上回る金額で売却しようという意図を持ったドメインネームの取得が挙げられていた。

失効したドメインネームを買い取った会社は、自社のビジネスモデルは幅広い用途又は一般的な用途に利用できるドメインネームを取得するというもので、Darlingという名の南アフリカの都市を示そうとする場合、「www.darling.co.za」というドメインネームは極めて論理的に採用されうると主張した。つまり、問題の登録は濫用ではないというのである。しかし、審問官はこの論拠に納得しなかった。南アフリカの規定によれば、ドメインネームが原告の登録商標と同一である場合、当該ドメインネームの登録が濫用に当たらないことを立証する責任は登録者に課される、と審問官は指摘した。今回の場合、登録者はその点を立証していない。この判断は、商標権者にとっては朗報である。これにより、登録商標を有している企業はドメインネームの更新を怠ったとしても非常に強力な立場にあるということが明確になったからである。

模倣

南アフリカの有名な出版物「Creamer Media's Engineering News」の最近の号の中に、模倣に関する興味深い記事が掲載されていた。

この記事は、模倣医薬品の問題に焦点を当てたものである。模倣されることの多い医薬品としては、痛み止め、減量薬、勃起不全治療薬などが挙げられると、この記事は指摘している。記事によれば、模倣品の多くは中国から流入しているという。アフリカの大半の地域と同様、南アフリカでも模倣医薬品はフリーマーケットや闇商店、路上販売人を介して売られることが多いという事実も、この記事の中で論じられている。

記事はさらに続けて、南アフリカの模倣取締法である「模倣品法(Counterfeit Goods Act)」が命に関わる可能性のある製品を市場から迅速に排除することを可能にし、消費者の安全とブランド権利者の誠実の保護をともに保証していると述べている。手続的には、ブランド権利者は警察の「特殊商事犯罪課(Specialized Commercial Crimes division)」に宣誓供述書を提出することができ、それを受けて警察職員が捜索令状を発行し、模倣品の提供元と疑われる者から模倣医薬品を押収する。商品が押収されてしまえば、ブランド権利者は高等裁判所に出向いて更なる救済(差止命令や損害賠償を含む)を求めることができる。税関職員も率先して行動を起こすことができる。コンテナの中身が模倣品であるという疑いを抱いた場合、税関職員はそのコンテナを留置し、ブランド権利者に製品の真贋を確認してもらうことができる。このような理由から、ブランド権利者は税関職員と良好な関係を保つことが大切であり、多くのブランド権利者は定期的に税関を訪れ、自社製品と模倣品を見分ける訓練を職員に提供している。

ザンビア

模倣

ザンビアから届いた良いニュースは、当局が模倣問題を真剣に捉えているという報道である。アルコール飲料の会社 Diageo Brands B.V.は模倣に関する大きな問題を抱えていた。模倣品が小売業者によって売られており、空港の免税店でも販売されていたのである。同社が任命した特命チームがザンビ

ア警察と緊密に協力して捜索と差押えのための強制捜査を行い、模倣品の実際の供給元を遂に突き止めたのである。犯人は、同国の首都ルサカに住むザンビア国民であった。

ザンビア警察は、ジョニーウォーカー・ウィスキーの赤ラベルおよび黒ラベルの模倣品 600 カートンを侵害者から押収した。そこで、刑事訴訟が開始され、立件書類が検察官に引き渡された。数回の延期の後、その訴訟の公判が実施され、侵害者は有罪を言い渡された。裁判所は 2 ヶ月の収監又は罰金という刑を科した。しかも裁判所は違法な製品の廃棄を命じ、その廃棄は実際になされた。

この有罪判決が、特定の犯罪者に対する抑止力として役立つだけでなく、犯罪予備軍に対しても、模倣品に手を染めることのリスクについて強力なメッセージを送るものであって欲しいと願う。

ジンバブエ

マドリッド・プロトコルに関する明確化

ジンバブエはマドリッド・プロトコルに加入し、2015 年 3 月 11 日付で発効した。ところが、ジンバブエは同プロトコルに効果を与えるための国内法の改正を行っていなかった。ジンバブエのような英国法系の国々(コモンロー国家)はそのような法改正を行う必要があった。それゆえ、ジンバブエ加入の有効性や、ジンバブエを指定国とした国際商標登録の有効性については、疑念が存在するといわれていた。

現在では、「2017 年商標(マドリッド・プロトコル)規則(Trade Marks (Madrid Protocol) Regulations 2017)」によってこの疑念は晴らされた。同規則は 2017 年 4 月 13 日付で公開され、それと同時に施行された。現在では、ジンバブエを指定国とした国際商標登録が実現可能であることは極めて明らかである。同様に、国際商標登録のジンバブエ指定に対する異議申立が可能期間は、「ジンバブエ産業財産公報(Zimbabwe Industrial Property Journal)」において出願が公開された日から 2 ヶ月間となることも明確である。

最後に

適正で実効性のある知的財産保護を提供することの必要性についてアフリカ諸国の政府が次第に認識を深めているという事実は、知的財産権者に希望を与えるであろう。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 21 (2017年6月)

[著者]

Spoor & Fisher



spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp



JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。